

第 5 号様式 病院・診療所・助産所開設許可事項一部変更許可申請書

どんなときに

- ・ 法人が開設する病院・診療所・助産所で以下の事項に変更が生じるとき。
- ・ 非医師、非歯科医師が開設する病院・診療所で以下の事項に変更が生じるとき。
- ・ 非助産師が開設する助産所で以下の事項に変更が生じるとき。

【対象となる変更事項】

- ☐ 開設の目的
- ☐ 維持の方法
- ☐ 従業員の定員
- ☐ 敷地の面積
- ☐ 建物の構造又は用途
- ☐ 建物以外の施設の構造又は用途（巡回検診車等）
- ☐ 病床数
- ☐ その他

※個人の医師、歯科医師が開設する病院・診療所または助産師が開設する助産所の場合は、
**「第 8 号様式 病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設開設・設置許可・届出事
項一部変更届」**にて届出を行ってください。

いつまでに

変更を行う前（事前の許可申請になります）

申請に必要な書類

書類は正副 2 部提出してください。（1 部は保健所提出、1 部は開設者控え）

- ・ **第 5 号様式 病院・診療所・助産所開設許可事項一部変更許可申請書**

<構造又は用途の変更の場合は以下の書類を添付>

- ・ 構造又は用途の変更前・変更後の図面
※変更前の箇所を青、変更後の箇所を赤で明記してください。

その他書類が必要な場合がありますので、事前に保健所までお問い合わせください。

注意・その他

- ・ 申請書の受付から許可まで 2 週間程度かかります。書類に不備または不足がある場合、再提出を依頼することがありますので、変更予定日まで余裕をもって申請してください。

- ・申請内容に疑義がなければ、後日、保健所長により許可されますので、許可証を窓口で受領してください。
- ・建物の構造又は用途に関する変更については、変更許可後、**「第20号様式 病院・診療所・助産所施設使用許可申請書」**を提出し、保健所職員による検査を受ける必要がある場合があります。詳細については保健所までお問い合わせください。